

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 3 号

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行細則（平成9年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項及び第4項並びに第13号様式中「第14条第15項」を「第
14条第13項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。